

平成25年9月18日
財 務 局

施工能力審査型総合評価方式の一部改正について

この度、施工能力審査型総合評価方式の評価項目及び価格点の算定式について、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

詳しくは、「東京都施工能力審査型総合評価方式試行の取扱」を御覧ください。

記

1 主な見直し内容

(1) 技術点の評価項目の見直し

技術点の評価項目に、「災害協定等の締結の有無」及び「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」を新たに加えました。

これにより、評価項目は次の2通りとなります。

① 18点満点パターン：従来どおりの評価項目とする場合

② 20点満点パターン：①に新たな評価項目を加えた場合

※ 対象となる評価項目については、各発注案件ごとの「公表事項」を御確認ください。

(2) 価格点算定式の見直し

価格点算定式の係数を見直しました。

① 18点満点パターン： $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

② 20点満点パターン： $115 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

※ 現 行： $90 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

2 施行日

平成25年11月1日以後に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当

直通 (03) 5388-2607

設計業務に総合評価

建設局が試行実施

東京都

施工能力型 災害協定を加点対象に

東京都は、公共工事の落札者を価格と技術力両面で決める総合評価方式の適用業種拡大と評価項目を追加する。適用業種の拡大では、土木設計、測量および地質調査に新しい評価方式を新設。当面はトライアルといふかたちで、これら業種の発注量が多い建設局のみで実施していく。一方、評価項目の追加では、小規模工事に適用する施工能力審査型を対象に「災害協定等の締結の有無」「単価契約工事または緊急施工工事の実績」を設ける。11月1日以降の公表案件から開始する。

設計業務を対象とした総合評価方式は、09年に都がまとめた「公共工事に関する入札契約制度改革の実施方針」に基づき行うもの。評価方法は、価格点30点と技術点30点にのり評価していく。特に技術提案では、企業の経歴となる▽同種類似業務の実績▽過去の成績評価▽地域精進度―と、配置予定技術者の経歴と

して保有資格などを見する。適用対象は、土木設計や測量、地質調査となっており、発注機関も全庁ではなく建設局に限定している。発注時期や適用案件の詳細について同局では、「早期に決めたい」(技術管理課)と説明。具体は未定となっている。

計業務などで発生するダウンピング(安値受注)を防止するため、創意工夫のある設計提案をしてもらうプロポーザル方式に加えて、過去の実績などから業務の遂行能力や工事品質が担保できるか判断できる総合評価方式の適用を探ってきた。他局に比べて土木設計や地質調査、測量業務の発注量が多い建設局では、企業

の施工実績を数値化した「工事成績評定点」の算定が可能になるなど総合評価方式を適用する体制が整ったため実施に踏み切ったという。

一方、建築工事の予定価格が4億円(土木3・2億円、設備1・2億円)未満を対象とする施工能力審査型では、災害協定等の締結有無や過去5年間の対象とした緊急工事実績の2点を評価項目に追加する。このため、現行の算定方式で工事成績点(配点13点)、配置予定技術者の保有資格(3点)、配置予定技術者の実績点(2点)の18点満点としていた技術点は、評価項目の追加により2ポイント高い20点満点となる。

また、技術点の配点変更に伴い、点差に開きがないよう価格点の算定式も変更。現行では90×(1―入札価格÷予定価格)としていたが、2項目を追加した場合は係数90を115に、それ以外は最低制限価格の算定式が見直されたことを受けて90を100に見直した数値を乗じる。

設業協会、東京都建築士事務所協会、東京都中小建設業協会などに加盟していること、加盟の有無に関わらず都の出先事務所と災害に関する協力承諾書を交わしていることが条件で、団体に加盟している企業に対しては発注局が協定内容の実効性を確認したうえで評価する方針。

ただ、災害協定の締結有無や災害時対応の実績を審査の対象としない部署のことを考慮し従前の加点方式は維持。11月以降、施工能力審査型は2タイプの加点方式で運用されることになる。